

平成24年3月19日

報道資料

奈良県 健康福祉部 地域福祉課
地域ケア推進係

TEL 0742-22-1101 (内線2818)

TEL 0742-27-8503

FAX 0742-22-5709

担当：久保、藤本

福祉サービス第三者評価 認証及び基準等委員会の開催

福祉サービス第三者評価事業とは福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みであり、事業者の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としています。

この度、奈良県における福祉サービス第三者評価事業を推進するために、認証及び基準等委員会を下記の通り開催します。

1. 開催日時
平成24年3月26日(月) 10:00～12:00
2. 開催場所
奈良県婦人会館 2F 中研修室(2)
3. 会議内容
 - 1) 委員長の選出について
 - 2) 平成23年度受審実績について
 - 3) 評価基準(保育分野)の一部改正について
 - 4) 社会的養護施設の受審義務化について
4. 傍聴手続等
 - 1) 定員…先着順10名
 - 2) 受付…9時40分から9時55分までとします。
 - 3) 傍聴申込書(当日受付で用意していますので、ご記入願います。)
5. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
 - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
 - 2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
 - 3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
 - 4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
 - 5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
 - 6) 携帯電話を使用しないこと。
 - 7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
 - 8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

奈良県福祉サービス第三者評価 認証及び基準等委員会 設置要綱

(設置目的)

第1 奈良県における福祉サービス第三者評価事業を推進するために、別途定めた「奈良県福祉サービス第三者評価推進組織設置要綱」に基づき、認証及び基準等委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (3) その他第三者評価事業の推進に関すること
- (4) 第三者評価基準及び第三者評価の手法の策定に関すること
- (5) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修の実施に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及啓発に関すること
- (7) 第三者評価結果の公表等に関すること

(組織)

第3 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第4 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課内に設置された推進組織事務局において行う。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月5日から施行する。

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。